

第2期 宮城県スポーツ推進計画
(中間案)

令和4年5月

目 次

■ 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 持続可能な開発目標(SDGs)との関係
- 5 本計画における「スポーツ」の定義

■ 第2章 これまでの取組と今後の課題

- 1 これまでの取組の検証
- 2 国の動向
- 3 本県における社会の現状
- 4 本県におけるスポーツの現状
- 5 課題解決に向けて

■ 第3章 宮城県が目指す姿

- 1 基本理念
- 2 基本姿勢
- 3 目指す姿
- 4 基本方針

■ 第4章 施策の展開

□ 基本方針1 スポーツによる健康増進

- 施策1 子どもの運動・スポーツ機会の充実と体力向上
- 施策2 働く世代・子育て世代のスポーツ機会の創出
- 施策3 高齢者のスポーツ機会の創出
- 施策4 スポーツを支える環境の整備

□ 基本方針2 スポーツによるまちづくり

- 施策1 スポーツ活動を通じた地域コミュニティの再生

施策2 スポーツの持つ力を生かした地域経済の活性化

施策3 スポーツ施設の利用促進によるスポーツ参画人口の拡大

□ 基本方針3 スポーツによる共生社会の実現

施策1 障がい者スポーツの普及促進に向けた環境整備

施策2 女性のスポーツ参画人口の拡大

施策3 多様な主体によるスポーツコミュニティの形成

□ 基本方針4 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

施策1 競技スポーツの推進とアスリートの育成・強化

施策2 スポーツを支える人材の育成

施策3 東京オリ・パラ大会のレガシー継承

施策4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

■ 第5章 計画の推進

1 成果指標、目標指標

2 進行管理 他

■ 第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

県では、「県民一人ひとりが様々な形でスポーツを楽しみ、家族や地域社会が強い絆でつながり、東日本大震災を乗り越え、活力に満ちた幸福で豊かなみやぎ」を目指す姿とし、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度までを計画期間とする宮城県スポーツ推進計画を策定し、「スポーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう」の理念のもと、本県のスポーツ推進に取り組んできました。

計画期間中には夏季・冬季合わせて5回のオリンピック・パラリンピック競技大会（平成26（2014）年：ソチ、平成28（2016）年：リオデジャネイロ、平成30（2018）年：平昌、令和3（2021）年：東京、令和4（2022）年：北京）が開催され、各大会に本県ゆかりの選手が多数出場しメダルを獲得しています。選手の活躍は県民に感動と勇気を与えるとともに、その輝かしい功績に県民一体となって歓喜しました。

特に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」という。）は「復興五輪」として位置づけられ、大会の象徴となる聖火リレーが震災からの復興を目指す沿岸部を中心としたコースで行われたほか、宮城県総合運動公園宮城スタジアムでサッカー競技が開催されたことは、本県のスポーツ推進において大きな意義を持ちます。

しかしながら、令和2（2020）年から世界的な規模で新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進んだことで、様々なスポーツ活動が中止・延期等を余儀なくされ、県民がスポーツに親しむ機会が失われただけでなく、社会全体が重大な影響を受けました。

スポーツ関係者はそうした状況を打開するため、感染症対策を徹底したスポーツイベントや大会を開催するほか、デジタル技術を活用した新たな生活様式に沿ったスポーツ活動の実施など、様々な創意工夫を凝らしながらスポーツを通じて人々や社会を勇気づける取組が続けられています。

本県においては、令和3（2021）年度より新たにスポーツ振興課を新設し、教育委員会から学校体育を除くスポーツ全般を知事部局へ移管することで、社会的課題へ柔軟に対応し、更なる県民の健康増進、地域コミュニティの活性化及び経済発展を推進する組織体制を構築しました。

そのような中、令和4年3月25日に我が国における今後のスポーツ施策の方向性を示した「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。国の計画を受け、本県のスポーツを取り巻く社会全体の変化等を踏まえながら、これまでの「宮城県スポーツ推進計画」の基本理念を継承しつつ、現状と課題を把握した上で、スポーツの持つ価値である「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」をさらに高めるよう将来の本県スポーツのあるべき姿や目標を県民の皆様と共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため、「第2期宮城県スポーツ推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条に基づき、スポーツ庁「第 3 期スポーツ基本計画」を参酌して策定する「地方スポーツ推進計画」として位置づけます。

また、県政運営の基本指針である「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、本県スポーツの推進に向けて取り組むべき方向性を示すものです。

3 計画の期間

本計画は、令和 5（2023）年度を初年度とし、令和 14（2032）年度を目標年度とする 10 年計画とします。

なお、具体的な取組内容や目標・成果の指標については、計画の進捗状況、社会情勢、国の政策動向等の変化や、「スポーツに関する県民アンケート調査」の結果に応じて、中間年（令和 9（2027）年度）に必要な見直しを実施する予定です。

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	～	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	～	R9 (2027)	～	R14 (2032)
スポーツ基本法	▶										
スポーツ基本計画		▶ 第 1 期		▶ 第 2 期			▶ 第 3 期				
新・宮城の将来ビジョン				▶							
宮城県スポーツ推進計画			▶ 第 1 期				▶ 第 2 期				

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、令和 12（2030）年を目標年とし、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性、包摂性のある参画型社会を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成される世界共通の目標です。

人生 100 年時代のあらゆるライフステージにおいて、全ての人が、それぞれの希望に応じた様々なスポーツとの関わり方を選べるようになることが必要です。地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがスポーツの恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、心豊かな暮らし（Well-being）を真に実感できる「誰一人取り残されない」スポーツ立県の実現を目指す必要があることから、本計画においても、この SDGs の特徴や内容を反映し、持続可能性を追求したスポーツの推進に取り組みます。



5 本計画における「スポーツ」の定義

「スポーツ」の語源とされるラテン語の“deportare（デポルターレ）”は、「荷を担わない、ものを運び去る」という意味を有しており、これが転じて「気晴らしをする、休養する、楽しむ、遊ぶ」ことを指すようになったとされています。

また、スポーツ基本法において、スポーツとは「世界共通の人類の文化」であり、自発的に行われる「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義されています。

身体活動について、体力の維持・向上を目的として計画的・継続的に実施される運動や日常生活における労働、家事、通勤・通学など相応のエネルギーを消費する全ての動作であると捉えれば、ルールに基づいて記録や勝敗を競う競技種目だけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換のための散歩、仲間と楽しむレクリエーションや自然に親しむ釣りやサイクリング等もスポーツであるということが出来ます。

このように、日常生活においてこれまで無意識で行っていた身体活動をスポーツとして捉えることは、全ての県民が自らのライフステージに応じてスポーツに参画することを促進し、楽しみや喜びといった県民の幸福に大きく寄与するものです。

これらを踏まえ、本計画においては、「様々な形で参画することで心豊かな暮らし（Well-being）を実感することができ、個人がそれぞれの目的をもって自発的及び継続的に行う身体活動 （運動全般）」をスポーツと捉えることとします。

■ 第2章 これまでの取組と今後の課題

第2章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの取組の検証

(1) 宮城県スポーツ推進計画における取組の検証

宮城県スポーツ推進計画においては、「スポーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう」の理念のもと、目指す姿に向けた3つの目標と施策の柱を掲げて取組を展開してきました。

目 標

- I. 県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、性別や障害の有無を問わず、安全にスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動を推進していきます。
- II. ジュニア期からの一貫した強化体制を構築していきます。
- III. 県民が主体となった地域のスポーツ環境を整備していきます。

施策の柱

- I. 生涯にわたるスポーツ活動の推進
 - 子どもの体力が全国水準を上回る
 - 成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）
週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）
年1回以上のスポーツ実施率の増加
- II. 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進
 - 国体総合成績10位台の維持
 - ユースオリンピックにおける本県選手の輩出
 - オリンピック・パラリンピックにおける本県出身のメダリストの輩出
- III. スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実
 - 総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置

(2) 目標の達成状況

施策の柱	目標	達成状況
Ⅰ. 生涯にわたるスポーツ活動の推進	子どもの体力が全国水準を上回る	全国水準を下回っている。 (令和3年度宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査)
	成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)	39.8% (令和3年度スポーツに関する県民アンケート調査)
	週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)	27.1% (令和3年度スポーツに関する県民アンケート調査)
Ⅱ. 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進	国体総合成績10位台の維持	直近大会成績 総合成績28位 (令和元年・第74回大会)
	ユースオリンピックにおける本県選手の輩出	2名輩出
	オリンピック・パラリンピックにおける本県出身のメダリストの輩出	本県出身・ゆかりの選手 メダリスト 11名輩出
Ⅲ. スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実	総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置	設置率71.4% (25/35市町村 令和3年度末現在)

現行計画の検証

平成23年に発生した東日本大震災による被害の爪痕は非常に甚大でありましたが、そのような中においても、スポーツ活動は本県民に心身の健康と笑顔・勇気をもたらし、復興に向かう原動力のひとつとなり、改めてスポーツの持つ力を多くの県民が再認識することができました。特に復興五輪をスローガンに掲げた「東京2020オリンピック・パラリンピック大会」においては、本県ゆかりの選手が多数の競技に参加し大いに活躍するなど県民の心に力を与えました。また、令和元年から世界的に流行している「新型コロナウイルス感染症」においては、感染予防対策のために人と人との接触の機会を減らす施策がとられ、それに伴い全ての世代において運動やスポーツに触れる機会が激減するような社会情勢になりました。

このような激動の時期に推進してきた現行計画は、3つの施策の柱のうち「生涯にわたるスポーツ活動の推進」については、成人の週1回のスポーツ実施率は目標を大きく下回り、特に20歳未満の実施率が低くなってはいるものの、全年代においては前回調査よりも増加傾向にあります。また、週3回以上のスポーツ実施率は全国調査と比較すると低調ではありますが、

本県の目標に近づいている状況となりました。

「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」については、オリンピック・パラリンピックはじめユースオリンピックにも目標どおり選手を多数輩出することができました。今後はさらに多くの選手の輩出を目指すとともに、国体の順位においては、目標達成のためさらに関係団体との連携・協力・強化を図る必要があります。

「スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」については、引き続き総合型地域スポーツクラブの基盤整備や活動内容の充実に向けた取組みに力を入れることが求められます。また、スポーツ協会、学校関係団体、各競技団体、プロスポーツ団体、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会等と連携を促進し、スポーツに関連する多種多様な課題に対応し、全ての世代に対する運動機会を創出する取組みをさらに検討する必要があります。

2 国の動向

平成 27 年 10 月には、文部科学省や厚生労働省など複数の省庁が担っていた役割、施策を総合的に調整し、スポーツ行政を一体的に推進するため、スポーツ庁が設置されました。スポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指しており、国のスポーツ施策の核心を担うことが期待されています。

また、スポーツ施策の推進に当たっては、平成 29 年 3 月に「第 2 期スポーツ基本計画」、令和 4 年に「第 3 期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として位置付けられています。

「第 3 期スポーツ基本計画」においては、スポーツを取り巻く環境や社会的状況の進展・変化が生じていることを踏まえ、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、新たに①社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点、②様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点、③性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人々がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点の必要性が謳われている。

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】







- ① **新型コロナウイルス感染症：**
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ **その他社会状況の変化：**
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自覚性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

 <p>持続可能な国際競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・NFの強化戦略プランの実効性を支援 ・アスリート育成バリエーションを構築 ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実 ・地域の競技力向上を支える体制を構築 	 <p>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進 ○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進 	 <p>スポーツを通じた国際交流・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）
 <p>大規模大会の運営ノウハウの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用 	 <p>地方創生・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着 ○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進 	 <p>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止 ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<p>スポーツを「つくる/はぐくむ」</p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進 	<p>スポーツで「あつまり、ともに、つながる」</p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<p>スポーツに「誰もがアクセスできる」</p> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保
---	---	---

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

<p>① 多様な主体におけるスポーツの機会創出</p> <p>地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動習慣改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等</p>	<p>② スポーツ界におけるDXの推進</p> <p>先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等</p>	<p>③ 国際競技力の向上</p> <p>中長期の強化戦略に基づき競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等</p>
<p>④ スポーツの国際交流・協力</p> <p>国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等</p>	<p>⑤ スポーツによる健康増進</p> <p>健康増進に資するスポーツに関する研究の充実、調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業、保険者との連携強化 等</p>	<p>⑥ スポーツの成長産業化</p> <p>スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等</p>
<p>⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり</p> <p>武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等</p>	<p>⑧ スポーツを通じた共生社会の実現</p> <p>障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等</p>	<p>⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化</p> <p>ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等</p>
<p>⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材</p> <p>民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導者に精通した指導者養成支援 等</p>	<p>⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保</p> <p>暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等</p>	<p>⑫ スポーツ・インテグリティの確保</p> <p>スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の整備推進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等</p>

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

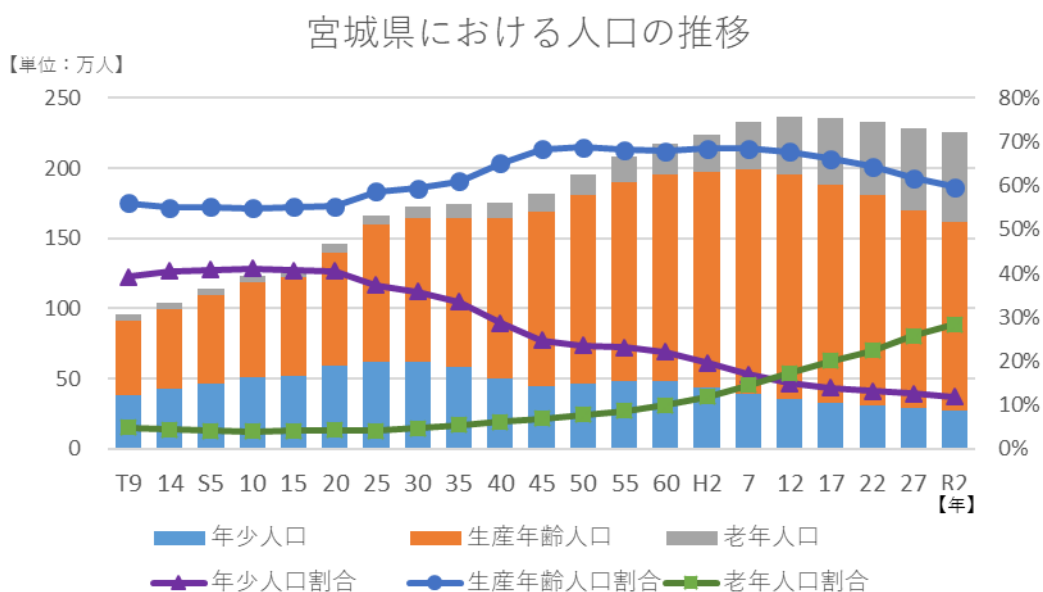
<p>📍 国民のスポーツ実施率を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を7.0%（障害者は4.0%） ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を10.0%に近づける（障害者は7.0%を目指す） 	<p>📍 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加</p> <p>（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）</p> <p>📍 子供の体力の向上</p> <p>（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）</p>	<p>📍 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ✓ スポーツ団体の女性理事の役割を40%
<p>📍 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現</p>	<p>📍 スポーツを通じて活力ある社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで） ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40% 	<p>📍 スポーツを通じて世界とつながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進 ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

3 本県における社会の現状

(1) 人口

宮城県の人口は2003年の推計人口の237万1,683人をピークに減少に転じました。2012年及び2013年には震災に伴う復興需要の影響もあり微増しましたが、2014年に再び減少に転じ、減少傾向は継続しています。

2020年の国勢調査による宮城県の人口は、230万1,996人で、年少人口（14歳以下）の割合が11.7%、生産年齢人口（15～64歳）の割合が60.2%、老年人口（65歳以上）の割合が28.1%となっています。

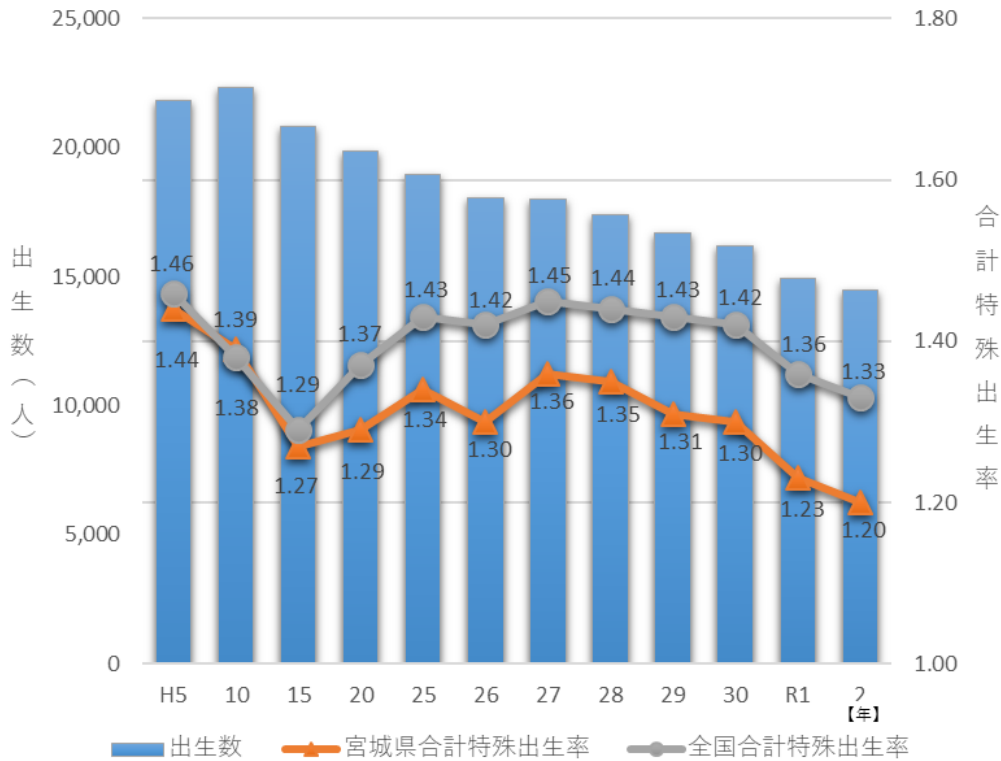


出典：「令和2年国勢調査人口等基本集計結果（確定値）」（総務省）
「人口動態統計（確定値）の概況」（宮城県保健福祉総務課）

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、低下傾向であり、平成16年、17年は1.24まで低下し、平成18年、19年、20年は3年連続で前年を上回りましたが、平成21年以降は、低下と上昇を繰り返し、令和2年は1.20で前年の1.23を0.03ポイント下回るとともに過去最低となったほか、全国平均を0.13ポイント下回り、その乖離が拡大する傾向にあります。

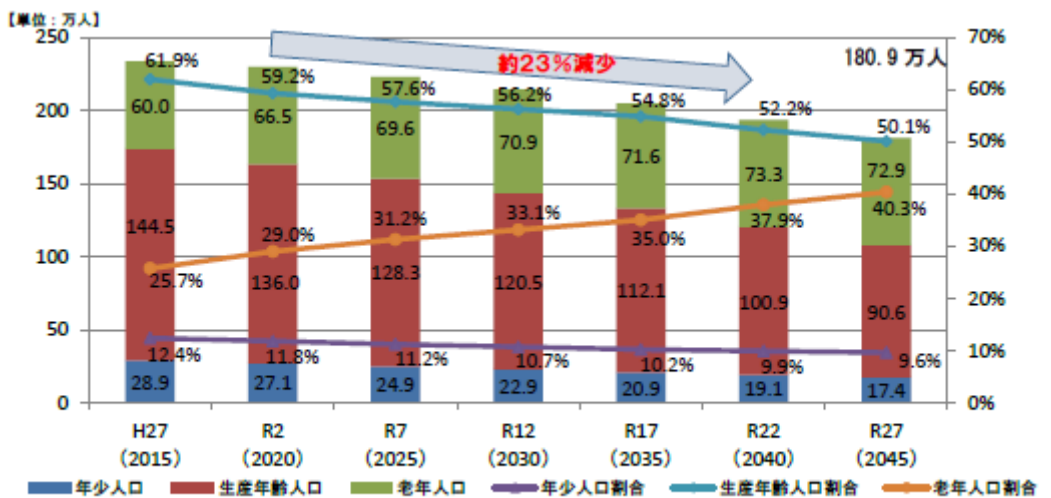
出生数及び合計特殊出生率



出典：「人口動態統計」（厚生労働省）
「人口動態統計（確定値）の概況」（宮城県保健福祉総務課）

(3) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年の宮城県の人口は約214万4千人、2045年には約180万9千人になると見込まれています。生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）は、今後更に減少しますが、老年人口（65歳以上）は増加し、2045年の高齢化率は40.3%に達すると見込まれています。

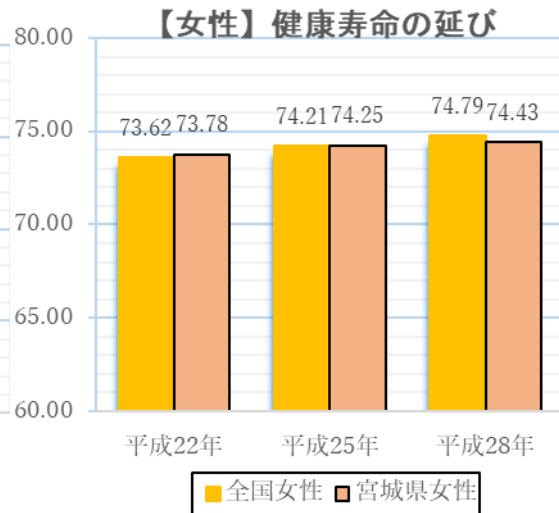
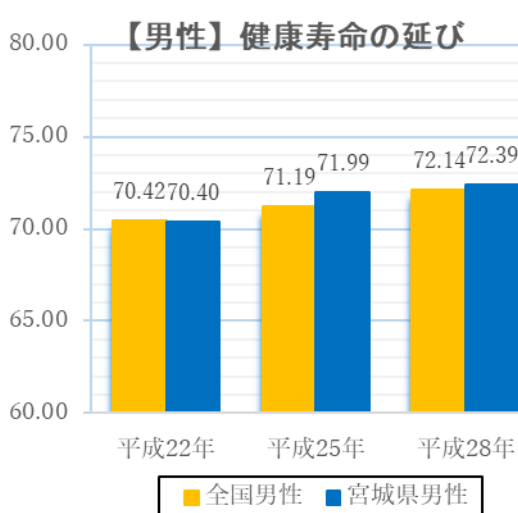
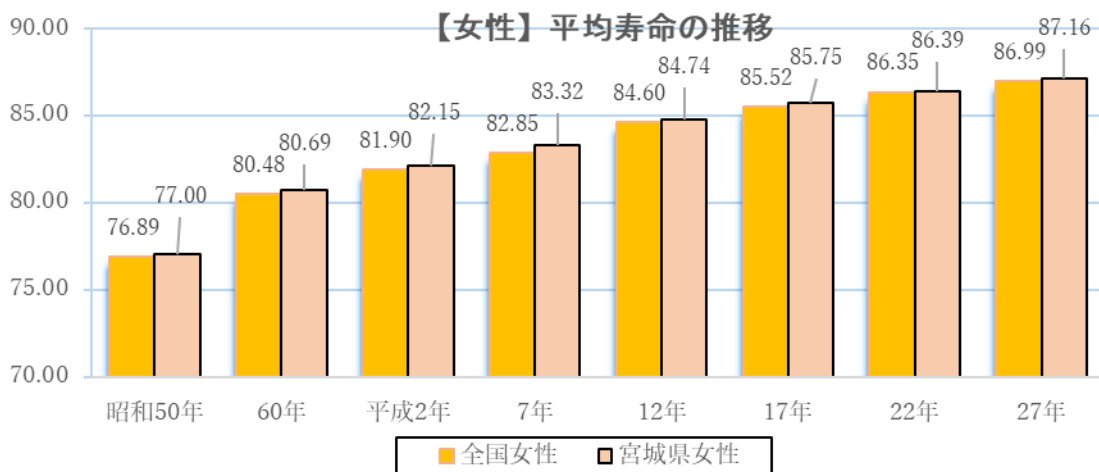
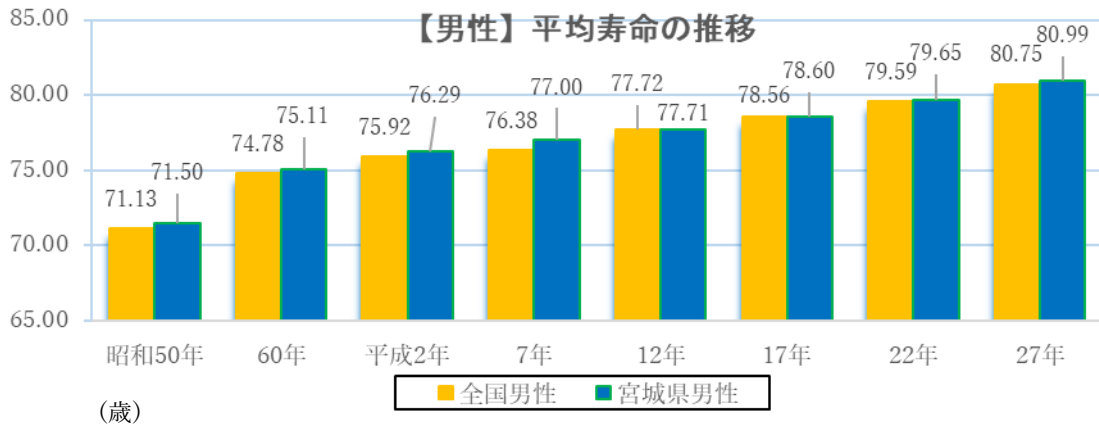


出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

図9 宮城県の将来の人口

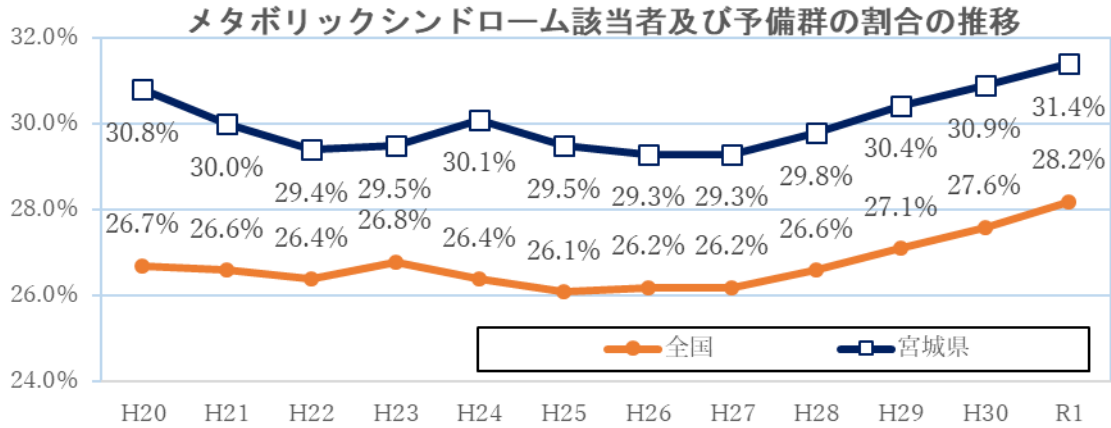
(4) 平均寿命と健康寿命

平均寿命は医療福祉の充実により年々延伸しており、平成27年における男性で80.99歳、女性で87.16歳となっています。また、健康寿命も延伸傾向にあり、平成28年における男性で72.39歳、女性で約74.43歳となっています。

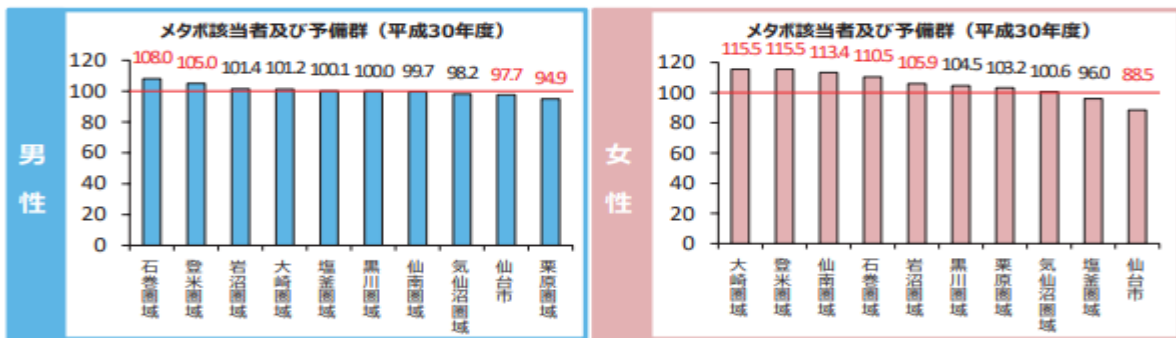


(5) 健康状態

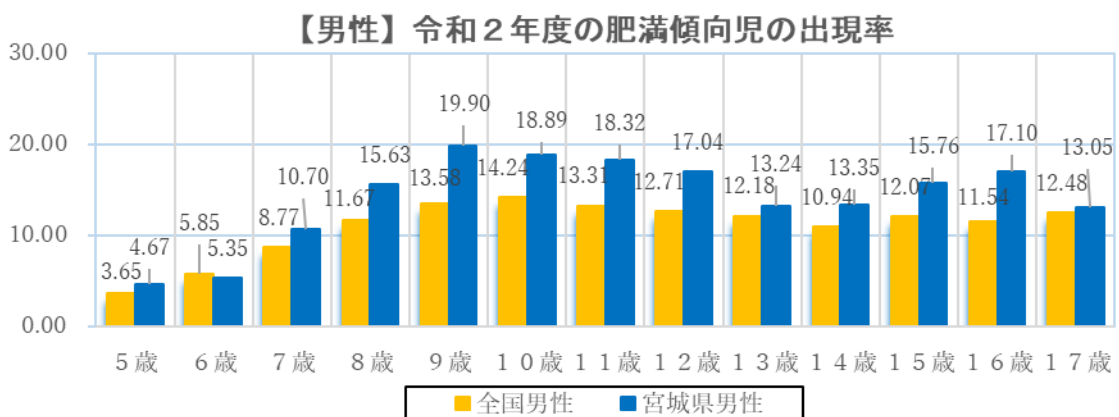
令和元年度におけるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は31.4%となっており、全国値を上回る状態が続いています。県内圏域で見ると、男性は石巻圏域及び登米圏域で高い傾向にあり、女性は大崎圏域、登米圏域、仙南圏域、石巻圏域及び岩沼圏域で高い傾向にあります。

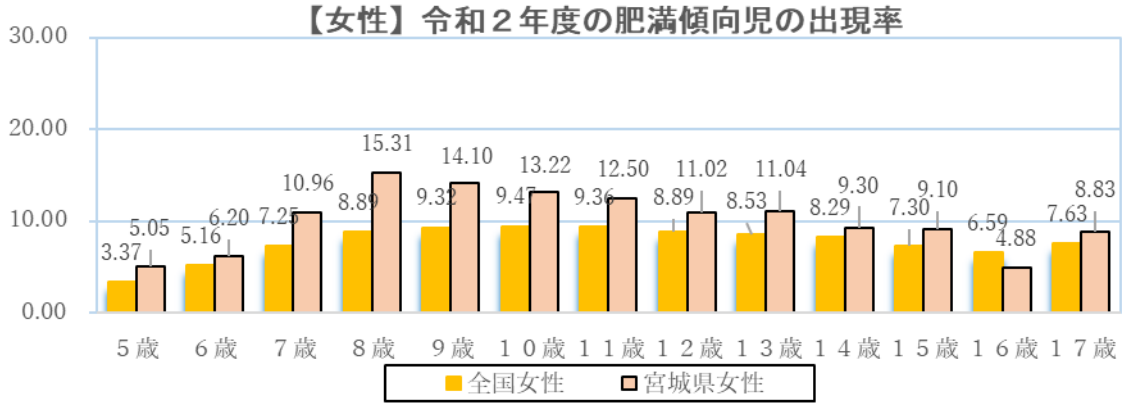


【圏域別の状況】



また、子どもの肥満傾向児出現率は全国値よりも高い傾向にあり、令和2年度においては宮城県内の割合は小1男子、高2女子を除く全学年で全国値を上回っています。

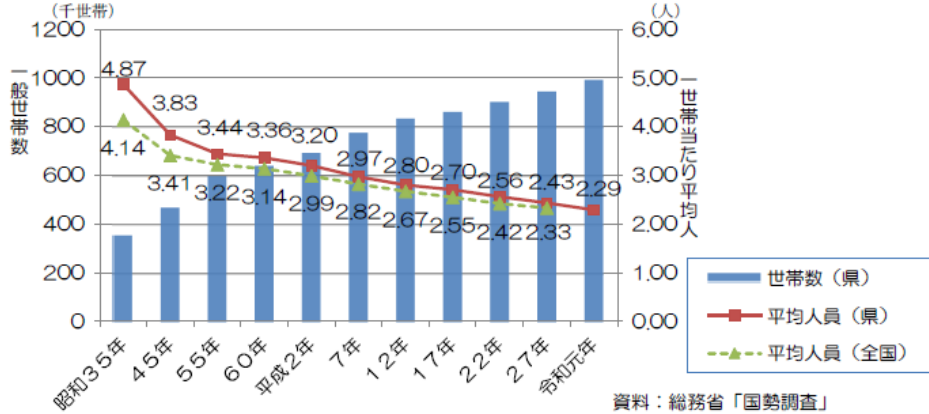




(6) 家族形態・ライフスタイルの多様化

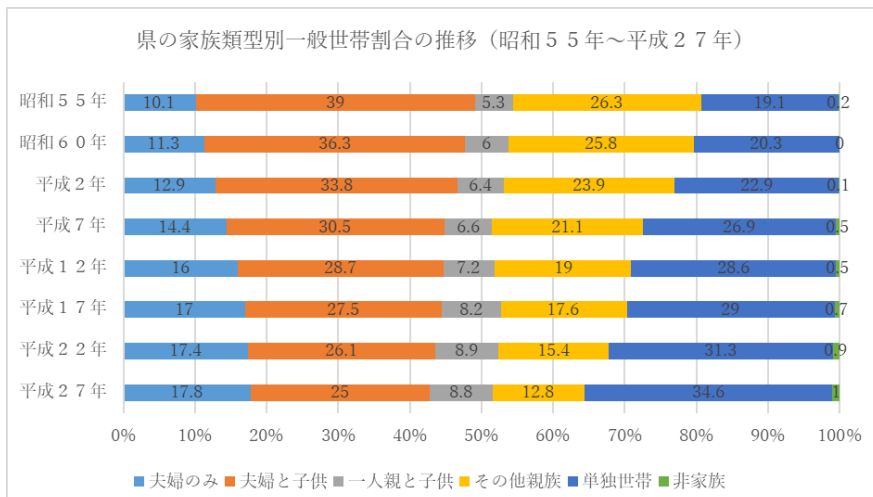
令和元年における県の一般世帯数は990,817世帯であり、平成27年の942,569世帯と比較して48,248世帯、5.1%増加している一方、一世帯当たりの平均人員は2.29人と、平成27年の2.43人から減少しています。

【図4】一般世帯数及び1世帯当たり平均人員の推移



令和元年の数值は、宮城県統計課「令和元年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」による

また、県の世帯の規模としては、1人から3人までの世帯が増加する傾向にあるのに対し、4人以上の世帯は減少しています。昭和55年から平成27年までの家族類型別一般世帯割合の推移をみると、「単独世帯」、「夫婦のみ」の世帯の割合が上昇する一方、「夫婦と子供」の世帯は低下する傾向にあります。

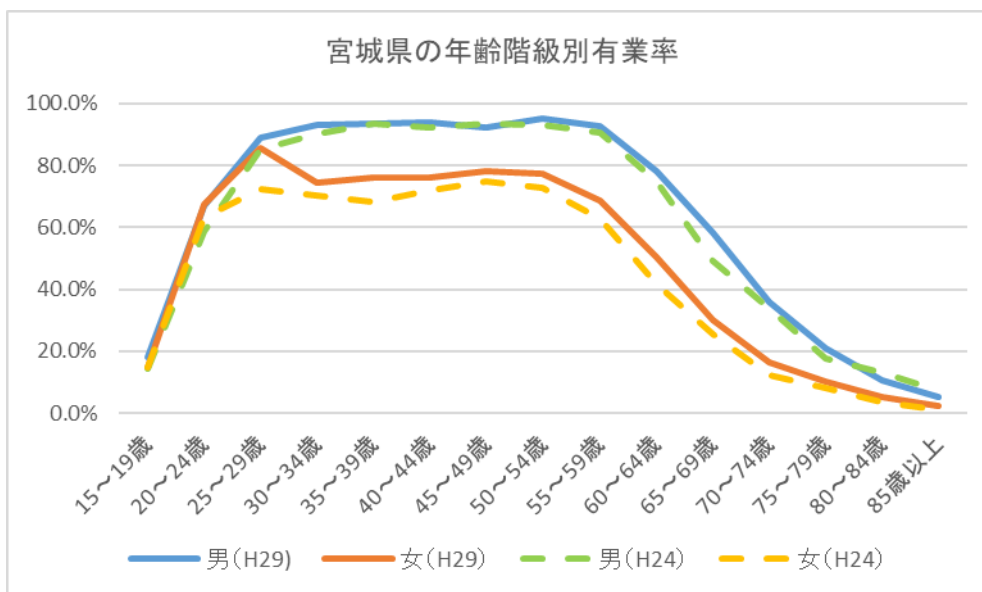


平成 27 年国勢調査結果によると、一般世帯の中で、夫と妻のいる 503,782 世帯のうち、夫婦ともに就業している「共働き世帯」は 231,991 世帯で、共働き率は 46.1%です。共働き率は、平成 22 年の 44.5%から増加したものの、全国の平均（47.6%）を下回っています。

(7) 就業形態

平成 29 年の「就業構造基本調査」によると、県の有業率（「15 歳以上人口」に占める有業者の割合）は、男性 69.2%、女性 49.7%となっています。女性 30 歳代とその前後の年齢階級（25～44 歳）について、育児をしている女性の有業率は、全国平均で 64.2%でした。

女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブが宮城県においても現れています。

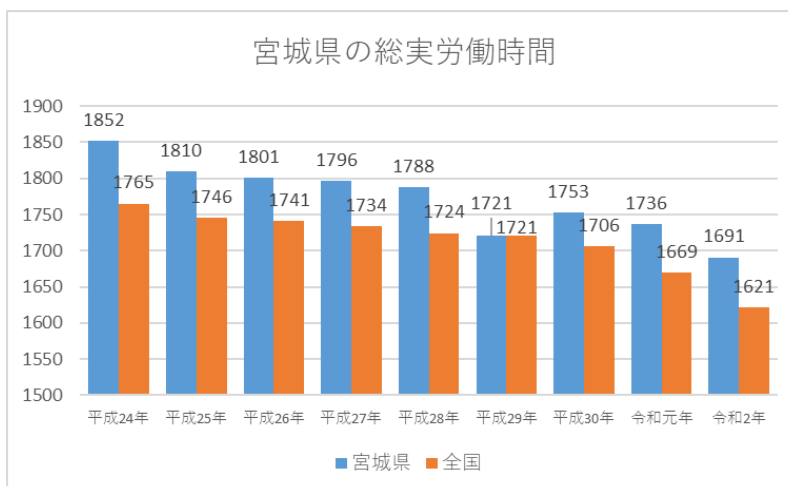


(資料出所) 総務省「平成 29 年就業構造基本調査結果」

(8) 総実労働時間

平成 29（2017）年 3 月、政府は「働き方改革実行計画」を策定し、長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労等に取り組むこととしました。官民の間に、働き方を見つめ直す気運が高まっています。

総実労働時間については、全国に比べて宮城県の総実労働時間の方が上回っておりますが、その推移としては減少傾向になっています。



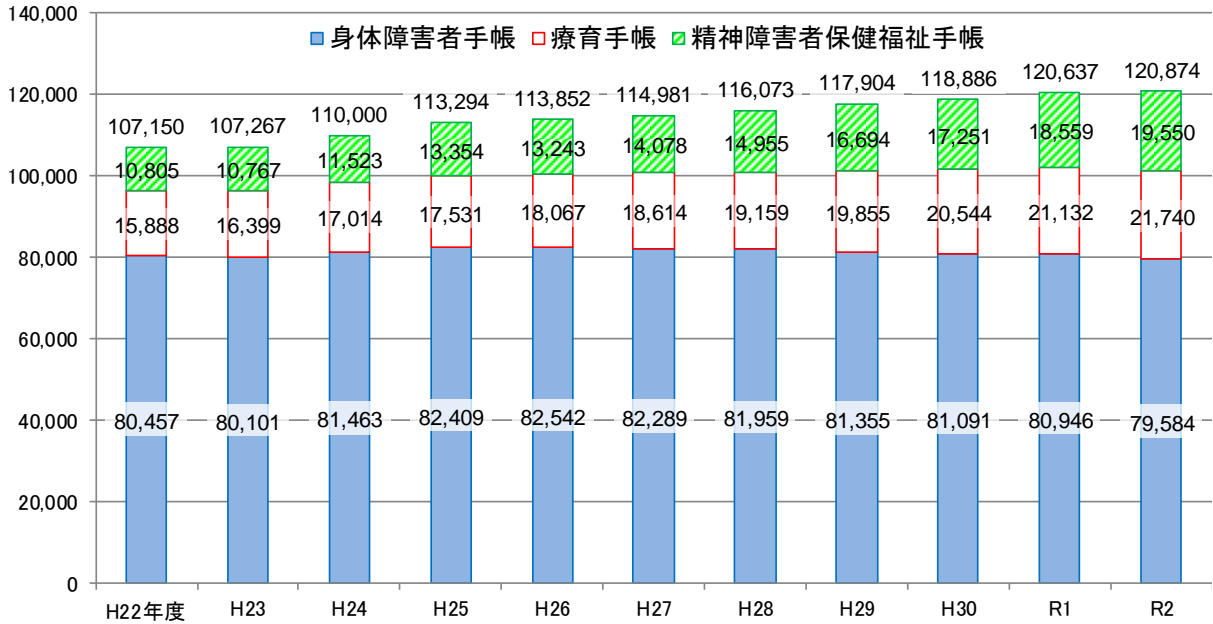
(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1. 事業所規模 5 人以上 2. 総実労働時間及び所定内労働時間の年換算値については、各月間平均値を 12 倍し、小数点以下第 1 位を四捨五入したものを。

(9) 障害者手帳の交付状況

令和2年度における身体障害者手帳所持件数は79,584人、精神障害者保健福祉手帳所持件数は8,690人、療育手帳（知的障害）所持件数は21,740人となっています。県内における障害者手帳の所持件数として身体障害者、精神障害者、知的障害者を合わせると、約11万人となり、人口割合としては5%となっています。

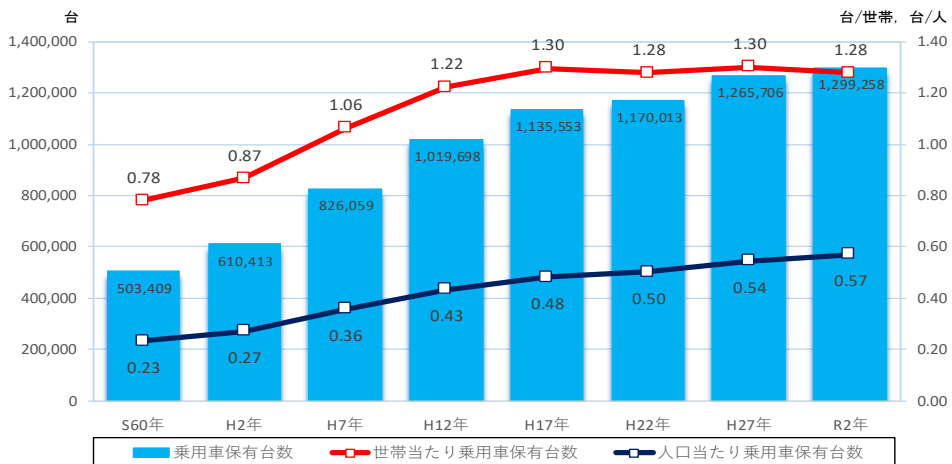
過去の推移を見ると、全体の所持件数が増加傾向にある中で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持件数が増加傾向にあります。



資料：宮城県保健福祉部障害福祉課

(10) 自動車交通の変化

本県の世帯当たりの乗用車保有台数は令和2年では1.28台と、平成17年以降同水準で推移しており、乗用車の利用を前提としたライフスタイルが定着するとともに、商業施設や医療施設の郊外への移転に伴い生活圏の広域化が進んでいます。



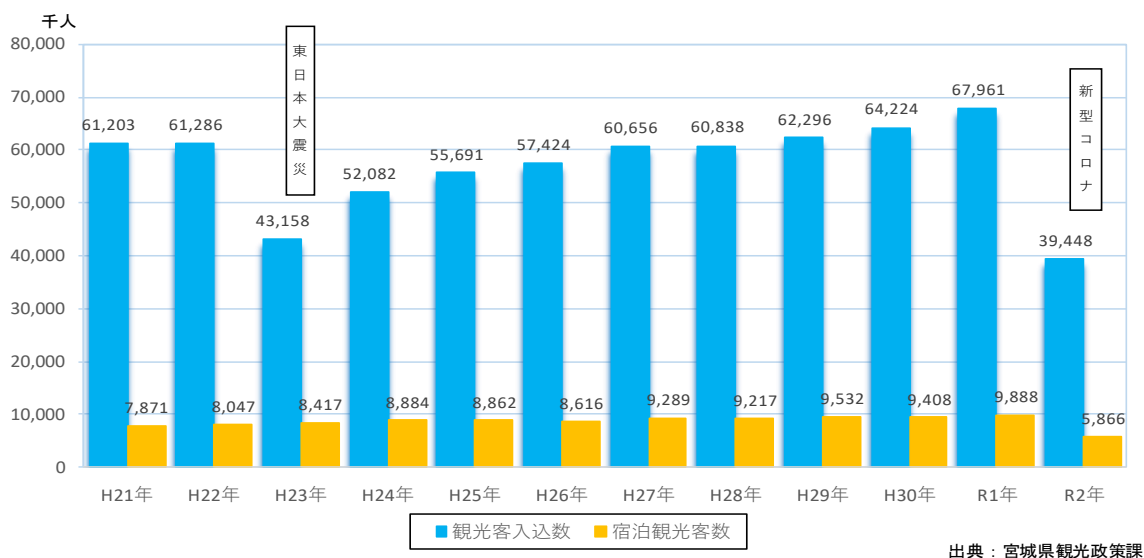
乗用車保有台数は、乗用普通車、乗用小型車、軽自動車四輪乗用の合計
出典：国土交通省東北運輸局宮城運輸支局、宮城県統計課

図● 本県の乗用車保有台数の推移

(1 1) 交流人口

近年、観光客入込数と宿泊観光客数は沿岸部を中心としたイベントや観光集客施設の開業などに伴い、東日本大震災以前の水準を超え、令和元年には過去最多を更新しました。

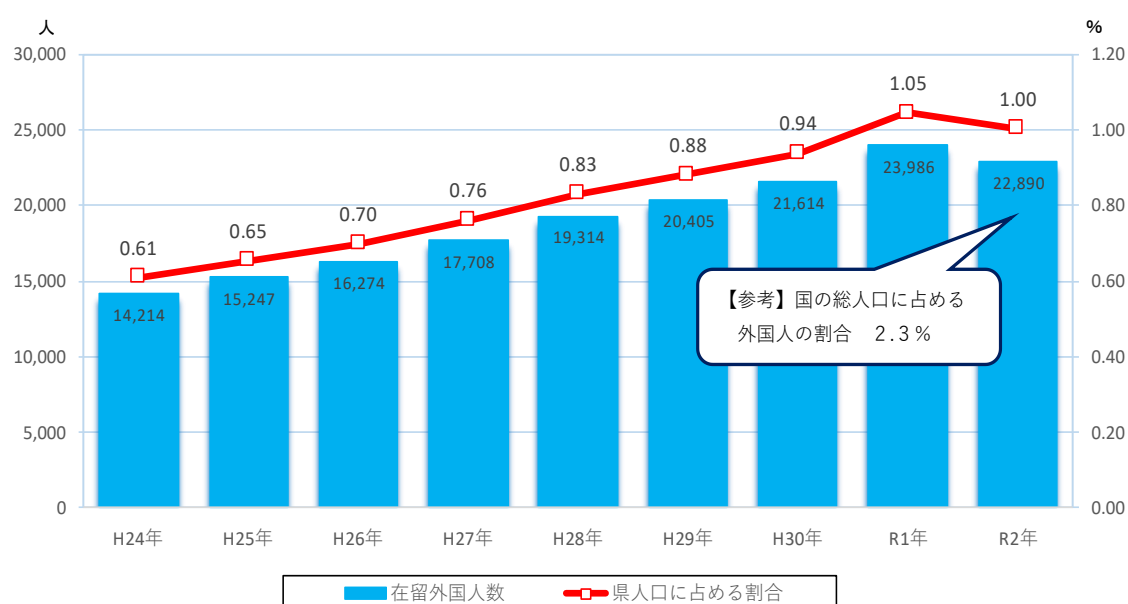
しかし、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客入込数は39,448千人と、前年に比べ28,513千人(42.0%)減少したほか、宿泊観光客数は5,866千人で、前年に比べ4,022千人(40.7%)減少しました。



図● 県内の観光客数の推移

(1 2) 在留外国人数

在留管理制度の改正により現在の統計が始まった平成24年以降、県内の在留外国人は毎年増加傾向にあります。令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、県人口に占める割合は1.00%となっており、コロナ終息後には再度増加に転じることが予想されます。



図● 本県の在留外国人数の推移

4 本県におけるスポーツの現状

(1) スポーツ実施率

前回（平成27年）と今回（令和3年）を比較すると「週3回以上」は13.0%から14.1ポイント増加し27.1%となっております。「週1回以上」は35.0%から39.8%と4.8ポイント増加していますが、一方で「行っていない」が35.8%から55.6%と19.8ポイント増加しました。新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、運動・スポーツへの取組の二極化の幅が大きくなっているほか、外出の自粛等生活様式の変化より運動・スポーツの実施を控える中で、スポーツへの関心が低下した可能性が考えられます。

また、全体的に女性の実施率が低い傾向にあり、年代別に見ると、男女ともに「70歳以上」が最高値となっていることから、今後は子育て世代や働く世代がスポーツに親しむ機会を拡充する必要があります。

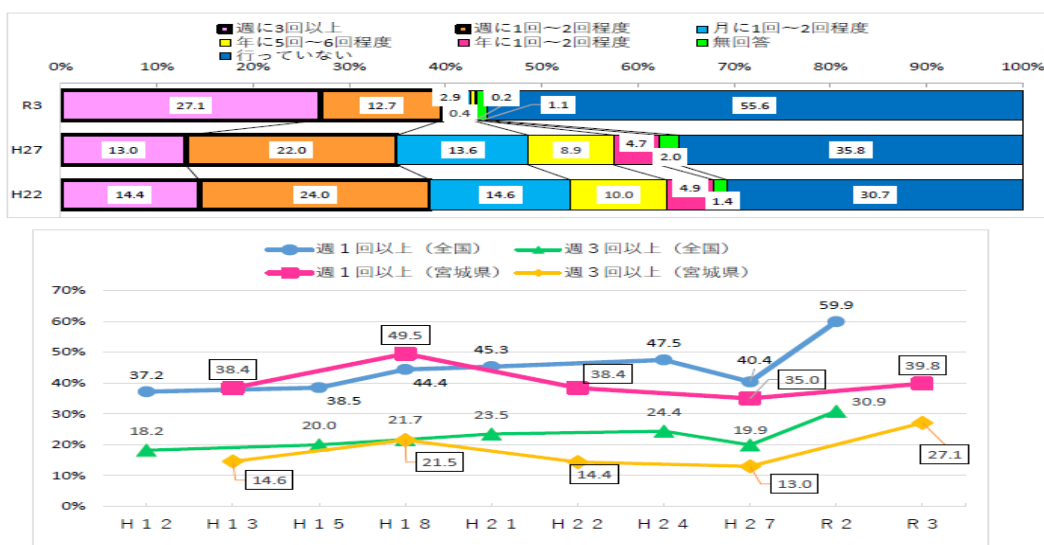


図8 スポーツ実施率【男性】

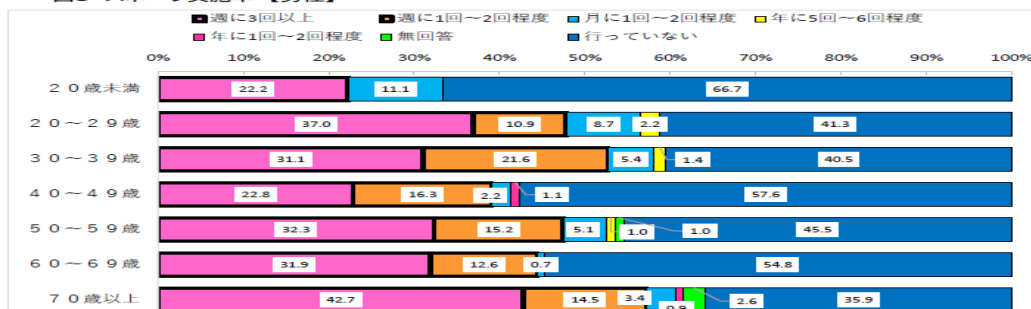
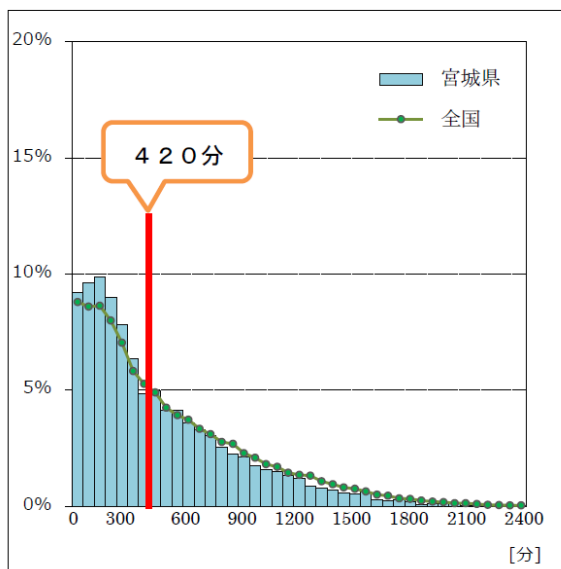


図9 スポーツ実施率【女性】

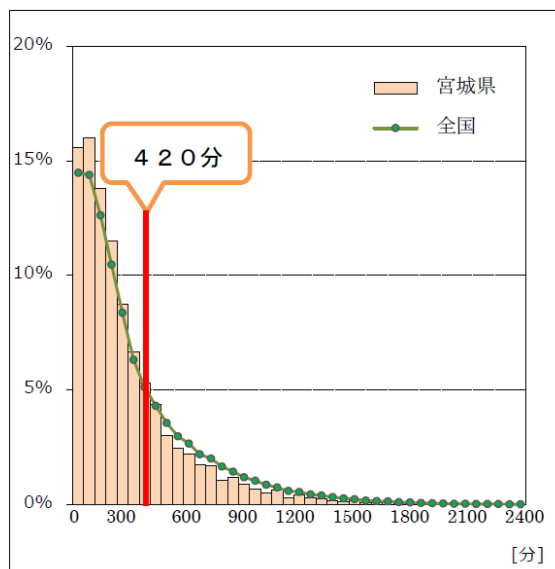
出典：令和3年度スポーツに関する県民アンケート調査

子どもにおける1週間の総運動時間が420分以上の割合は、小5では男女ともに全国値よりも低い傾向にあり、特に女子は1週間の総運動時間が少ない割合が全国値を上回る傾向にあります。中2では、男女ともに全国値よりも高い傾向にあります。(※「420分」は、運動習慣が身につけている目安とされる「1日60分の運動」を週7日間行った場合の時間)。

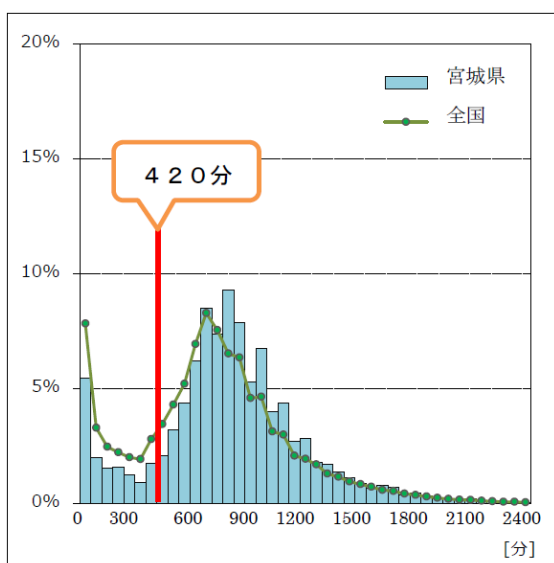
【小5男子】



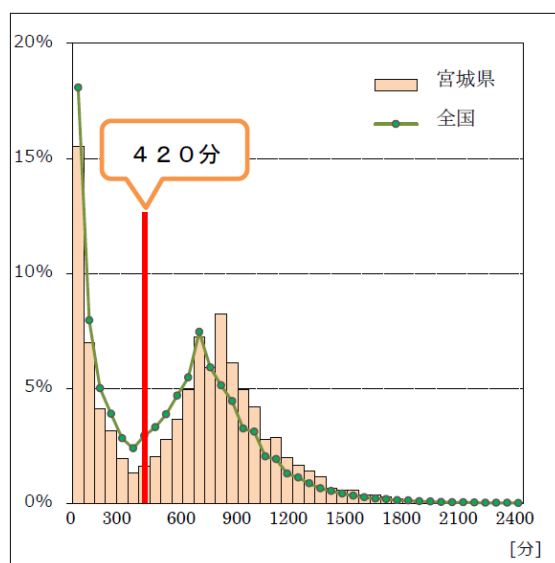
【小5女子】



【中2男子】



【中2女子】

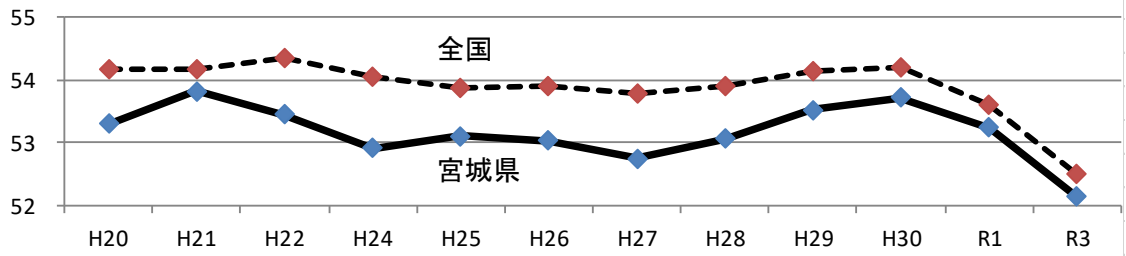


出典：令和3年度宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 報告書

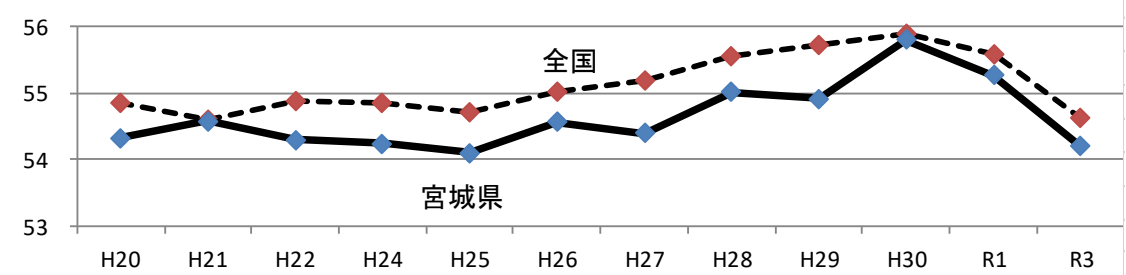
(2) 子どもの体力・運動能力

令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ると、体力合計点は小5男女、中2女子で全国値を下回る傾向にあります。その推移としては、平成30年度までは体力合計点は改善傾向にあり、全国値へ近づいていましたが、令和元年度からは全国値と同じ割合で低下傾向に転じています。

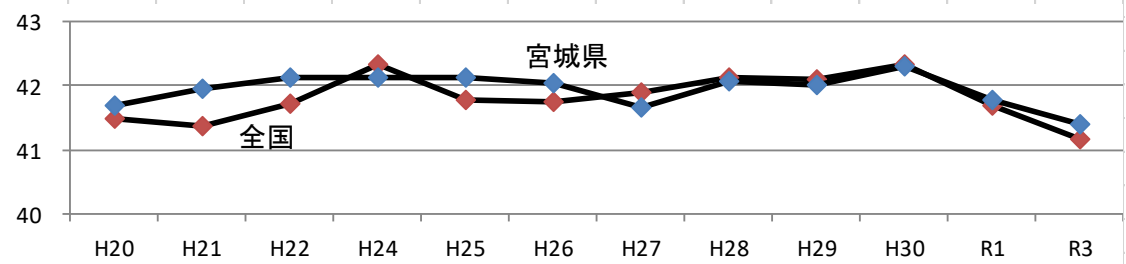
小5男子	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
宮城県全体	53.31	53.82	53.46	52.92	53.11	53.04	52.75	53.06	53.53	53.72	53.25	52.15
全 国	54.18	54.19	54.36	54.07	53.87	53.91	53.80	53.92	54.16	54.21	53.61	52.52
順 位	36	30	35	41	36	40	42	38	33	34	28	30



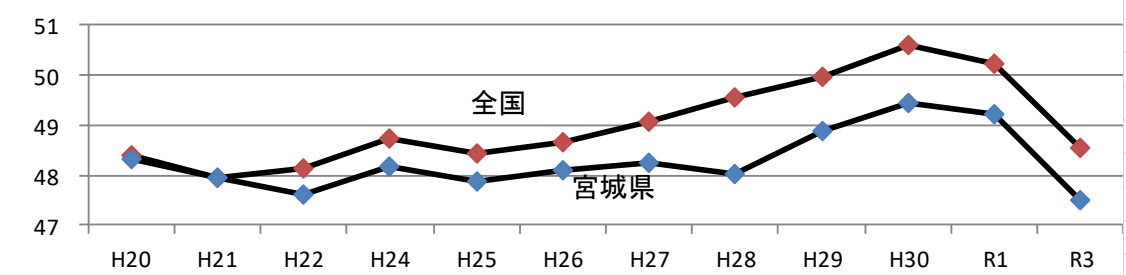
小5女子	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
宮城県全体	54.32	54.58	54.30	54.24	54.10	54.57	54.40	55.01	54.92	55.80	55.26	54.20
全 国	54.84	54.59	54.89	54.85	54.70	55.01	55.18	55.54	55.72	55.90	55.59	54.64
順 位	31	25	28	32	32	33	37	32	37	31	33	36



中2男子	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
宮城県全体	41.69	41.95	42.14	42.13	42.13	42.05	41.66	42.08	42.01	42.31	41.77	41.41
全 国	41.50	41.36	41.71	42.32	41.78	41.74	41.89	42.13	42.11	42.32	41.69	41.18
順 位	22	18	17	23	19	21	32	27	27	30	26	31



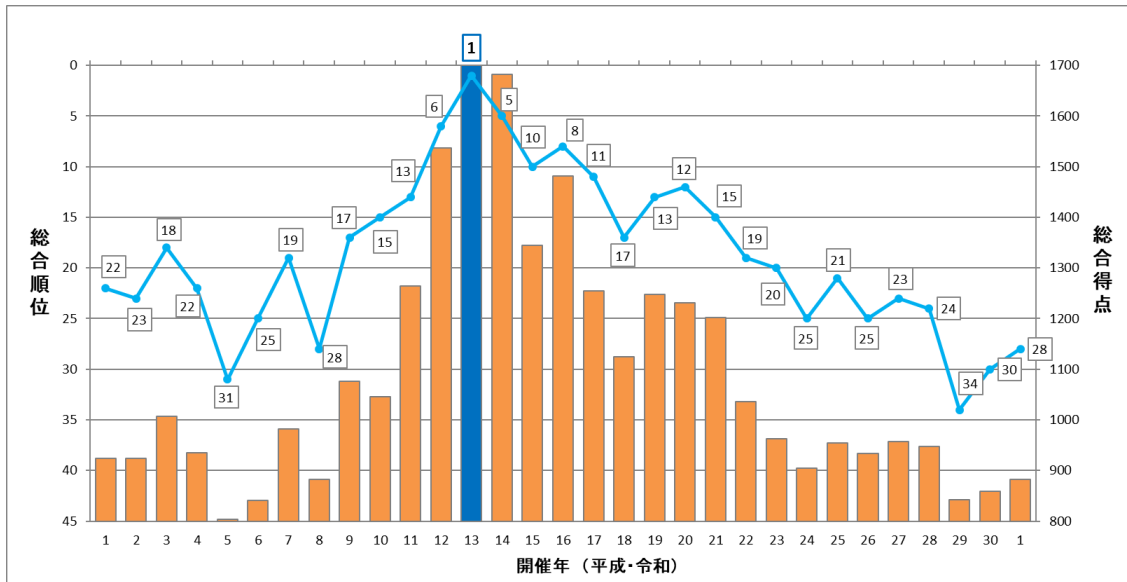
中2女子	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3
宮城県全体	48.31	47.95	47.60	48.16	47.89	48.10	48.24	48.01	48.87	49.45	49.21	47.52
全 国	48.38	47.94	48.14	48.72	48.42	48.66	49.08	49.56	49.97	50.61	50.22	48.56
順 位	24	24	30	27	29	26	34	45	41	39	37	41



出典：令和3年度宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 報告書

(3) 国体の成績

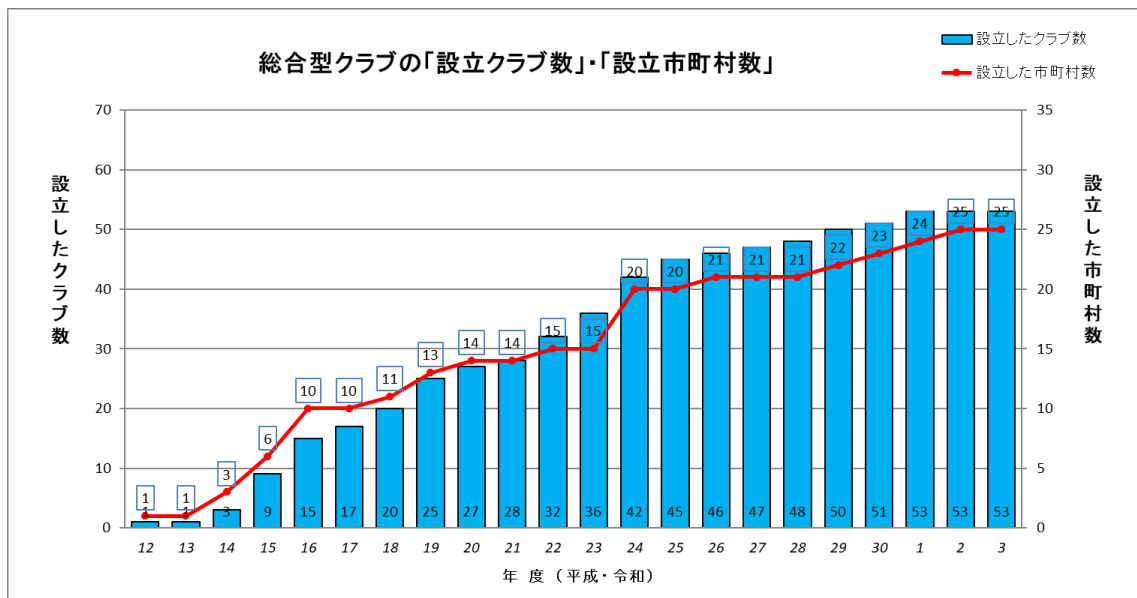
平成13年の宮城国体以降、国民体育大会総合成績は下降傾向にあり、平成23年以降は20位以下と低迷が続いています。直近の大会（令和元年度）においては、男女総合成績28位となっております（※令和2年、令和3年の国体は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。



出典：宮城県企画部スポーツ振興課

(4) 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ各地域に設立されることで、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備に繋がります。令和3年度末現在で、県内25市町に53クラブが設立され、クラブ数は増加しておりますが、その設置率は71.4%です。



出典：宮城県企画部スポーツ振興課

(5) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への取組

「復興五輪」の理念を掲げて開催された東京大会にあたっては、都市ボランティアの募集・研修、市町による海外選手団とのホストタウン交流、パラスポーツの普及促進等といった取組が県内各地で行われ、多くの県民がスポーツに親しむ契機となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会史上初の1年開催延期となったほか、感染収束の見通しが立たない中で大会を迎えることとなりました。

暗中模索の状態にありながら、多くの関係者や県民の協力のもと、本県では被災沿岸部を中心に聖火リレーが行われ、復興した街の姿や復興支援への感謝を世界に発信することができたほか、全国の競技会場のほとんどが無観客となる中でも、本県では万全の感染症対策を講じることにより、有観客でサッカー競技を開催することができました。

本県のスポーツの歴史に新たに刻まれたこの経験を、次代を担う世代へレガシーとして継承し、更なる発展に繋げていくことが必要です。



(6) プロスポーツの本拠地

本県には、「東北楽天ゴールデンイーグルス」、「ベガルタ仙台」、「仙台 89ERS」及び「マイナビ仙台レディース」をはじめとするプロリーグに所属するプロスポーツチームのほか、国内の主要リーグで活躍するスポーツチームがあります。こうしたスポーツチームは、地域の活性化や青少年の健全育成などに貢献する地域共有の財産であり、今後とも連携と協働を図りスポーツを通して地域を活性化していくことが求められます。

(7) 多彩なロードレースの開催

本県では、「全日本実業団対抗女子駅伝競走大会（愛称：クイーンズ駅伝 in 宮城）」、「ツール・ド・東北」及び「東北・みやぎ復興マラソン」をはじめとする大規模なロードレース大会等が数多く開催されています。こうした大会等の開催は、「する」「みる」「ささえる」スポーツとして県民のスポーツに対する機運醸成に繋がるだけでなく、交流人口の拡大及び地域経済の活性化への貢献が期待されます。

4 課題解決に向けて

(1) 県民の健康

本県は子どもと成人ともに肥満やメタボ傾向が高く、基本的な生活習慣の見直し・改善による健康増進が課題となりますが、健康に重要な3要素として「食事」「睡眠」「運動」とあるように、健康増進にはスポーツが大きな役割を担うこととなります。

しかしながら、本県のスポーツ実施率は子どもと成人ともに高い水準にあるとは言えず、また、新型コロナウイルス感染症の影響により二極化傾向が拡大しているほか、県民の健康状態の認識においても「健康である」と回答する割合が低下しています。

あらゆるライフステージにおいて、生き生きと自己実現や社会活動に参画する礎となる健康増進を図るため、「する」スポーツの拡大及び運動習慣の定着を強力に推進する必要があります。

(2) まちづくり

人口減少・少子高齢社会においては、地域や経済の担い手が減少し、地域の共助機能が低下することで地域の維持自体が困難になり、生活関連サービスの地域からの撤退によって、更に地域が衰退するという悪循環に陥ることが懸念されます。

今後は、スポーツを通じて点在する地域コミュニティを繋ぎ合わせ、広域的なコミュニティネットワークを構築するとともに、本県の財産であるプロスポーツ団体等と連携しながら、地域経済の活性化及びスポーツ参画人口の拡大に取り組む必要があります。

(3) 共生社会

震災により甚大な被害を受けた本県は、復旧・復興を目指して全力で取り組んできましたが、その背景には世界中からの多大な支援がありました。私たちは、世界的規模で行われた相互扶助の精神に基づく支援への感謝を決して忘れることなく、その精神を次代の世代に継承し、震災を経験した本県だからこそ、一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共生社会を実現する必要があります。

しかしながら、県民が障がい者スポーツに関わる機会は少なく、また、女性のスポーツ実施率が低い等の現状にあることから、共生社会の実現に向けては、多様な主体が年齢、性別、障がい、国籍等に関係なくスポーツに参画できる環境・居場所づくりを推進する必要があります。

(4) 競技スポーツ

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツが有する価値が再認識されるとともに、ドーピングや八百長、スポーツ指導における暴力、ハラスメント、ガバナンスの欠如などスポーツ・インテグリティを脅かす様々な課題の解決が求められております。

本県においても、スポーツが有する価値を更に高めるためにも、スポーツ・インテグリティ保全に繋がる機運を醸成するとともに、県民の感動と誇りの醸成に繋がるトップアスリーの輩出を目指して、競技スポーツにおける強化活動の推進を図る必要があります。

■ 第3章 宮城県が目指す姿

第3章 宮城県が目指す姿

1 基本理念

スポーツ100年時代！スポーツの力でひらく宮城の未来

これまで、県では平成14年11月に「宮城県スポーツ振興基本計画」を策定し、県民だれもが生涯にわたって様々な形でスポーツに親しみ、充実したスポーツライフを送ることができる「県民総スポーツ社会」の実現を狙いとして、平成24年度を目標年度としてスポーツ振興に取り組んできましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本県は極めて甚大な被害を受けました。

東日本大震災からの復興に当たっては、震災直後から国内外の多くのアスリートやスポーツ団体等が被災地に駆け付け、様々なスポーツイベントが開催されることで、多くの県民が笑顔を取り戻すことができ、スポーツが持つ力の1つである「絆」を改めて認識したところです。

平成25年からは「スポーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう」を理念として、県民一人ひとりが様々な形でスポーツを楽しみ、家族や地域社会が強い絆でつながり、東日本大震災を乗り越え、活力に満ちた幸福で豊かなみやぎの実現を目指してきました。

今後は、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、人手不足や県内経済の縮小、地域コミュニティの機能低下など、地域経済・社会を取り巻く諸課題への対応や、持続可能な地域社会づくりが求められるほか、2020年1月頃から世界的規模で流行している新型コロナウイルス感染症が、県民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼしていることから、人々の働き方、暮らし方、意識の変化を捉えながら、時代の変化に応じた新たなスポーツ振興に取り組む必要があります。

これまで以上に、県民、企業、スポーツ団体、大学・研究機関、教育機関、行政など、多様な主体と連携・協働しながら、全ての県民が人生100年時代のあらゆるライフステージにおいて、それぞれの希望に応じた様々なスポーツとの関わり方を選択でき、スポーツを通じた自己実現と心豊かな暮らし（Well-being）の実感により、高い質の人生（Quality of Life）を送ることができる「誰一人取り残さない」スポーツ立県の実現を目指すため、「スポーツ100年時代！スポーツの力でひらく宮城の未来」を基本理念として掲げ、県民一体となって本県のスポーツ振興の取組を推進します。

2 基本姿勢

県民ファースト

多様化する主体とそれぞれの価値観を尊重しながら、楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境づくりに向けて、県民一人ひとりが取り組むスポーツ活動を支援するとともに、スポーツを通じて県民・地域が抱える課題の解決を図ります。

官民一体

多様化する県民ニーズへの対応が求められる中で、限られた行政資源を柔軟に活用しながら、県民との対話を通じてニーズや課題を共有し、多様な主体との連携、協働体制を構築しながら民の力を最大限に生かす、衆知を集めた県政を推進していきます。

デジタル化によるスポーツイノベーションの推進

国が提唱する「Society 5.0」により実現を目指すデジタル社会においては、IoT（Internet of Things）や人工知能（AI）により、今までにない新たな価値の創出や社会課題の克服が期待されます。本県のスポーツ行政においても、DXを念頭に横断的なデジタル化によるイノベーションを推進することで、新たなスポーツの価値の創出及び県民の心豊かな暮らし（Well-being）の実現に取り組みます。

3 目指す姿

全ての県民がライフステージに応じてスポーツに親しみ、ともに活動することで、「人と人」「地域と地域」のつながりを感じ、スポーツの価値を共有しながら夢と希望に満ちた活力あるみやぎ

4 基本方針

本県のかかえる課題を解決するために、次の4つの基本方針をもとに施策を展開します。

- (1) スポーツによる健康増進
- (2) スポーツによるまちづくり
- (3) スポーツによる共生社会の実現
- (4) スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

■ 第4章 施策の展開

基本方針 1 スポーツによる健康増進

目 標



多くの県民が、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、スポーツをとおして「楽しさ」や「喜び」を味わい健康でいきいきと生活することができるよう、それぞれの状況に応じた多様なスポーツ活動を推進していきます。

- ・ 成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 60% (R3:39.8%)
(障がい者は 35%) (R3:全国 31.0%)
- ・ 小学 5 年生・中学 2 年生の体力が全国水準を上回る。
- ・ 「自分は健康である」と感じている人の割合 95% (R3 : 82.7%)

施策 1 子どもの運動・スポーツ機会の充実と体力向上

現状と課題

- ・ 社会環境や生活様式の変化により、子どもが遊ぶ場所、遊ぶ仲間、遊ぶ時間が減少している。
- ・ 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、令和元年度末から環境が一変し、子どもの体力レベルの低下が懸念されている。
- ・ 運動をする子どもとそうではない子どもで二極化している。
- ・ 学校部活動においては、少子化により学校単位での運動部活動の存続が困難となっている地域がある他、運動部活動の加入率も減少傾向にある。

目指す姿

- ・ 幼児期からの運動遊びに関する理解が広がり、県内各地で活発な取組が行われている。
- ・ 学校や地域において体を使った遊びが好きな子どもが増え、屋内外で運動をする元気な子どもが増加している。
- ・ 体育の授業等を通じて、運動好きな子どもが増え、日々スポーツに親しむ子どもが増加している。

取組内容

- (1) 子どもの運動あそびの促進
- (2) 子どものスポーツ体験機会の創出
- (3) 学校体育の充実
- (4) 放課後スポーツ環境の充実
- (5) 運動部活動の充実

施策 2 働く世代・子育て世代のスポーツ機会の創出

現状と課題

- ・ 働く世代・子育て世代の 20 代から 50 代は 60 代以上と比べ、スポーツ実施率が低くなっている。
- ・ 新型コロナウイルスの影響によりスポーツに関する機会が失われたり、制限された。
- ・ 運動をする人とそうではない人との二極化が見られる。

目指す姿

- ・自分のライフスタイルに合わせた多様なスポーツ活動が習慣化され、日々いきいきと生活することができる。
- ・気軽にスポーツに取り組める環境整備が促進している。

取組内容

- (1) 親子で参加できるスポーツイベントの開催
- (2) 企業等と連携した健康づくりの推進
- (3) ビジネスパーソンの気軽な運動機会の創出
- (4) ライフスタイルに応じたスポーツの推奨
- (5) ライフステージを支えるスポーツ環境の充実

施策3 高齢者のスポーツ機会の創出

現状と課題

- ・平均寿命や健康寿命は延命傾向にあり、高齢者がスポーツ活動をする機会が増えている。
- ・一方でフレイル等の身体機能の低下も起こりうる年代でもあるため、スポーツ活動での十分な配慮が必要となる。

目指す姿

- ・高齢者が自らの体調に合わせた運動を行い、安全に継続してスポーツ活動を楽しむことができる。
- ・地域におけるコミュニティーの機会が増え、高齢者がスポーツ活動をとおして喜びや生きがいを感じることができる。

取組内容

- (1) スポーツを通じた生きがいづくりの推進
- (2) 関係団体と連携した取り組みやすい・続けやすいスポーツ活動の普及
- (3) 大学や研究機関を通じたスポーツ医科学・健康科学の知見の積極的活用
- (4) 気軽に取り組める健康・体力づくりの推進
- (5) 健康に関する機関と連携をした介護予防・フレイル予防の推進

施策4 スポーツを支える環境の整備

現状と課題

- ・宮城県公共施設等総合管理方針を踏まえ、県有体育施設の管理・改修等を実施している。
- ・新型コロナウイルスのまん延により、スポーツ施設等が休館又は利用が限定されるなど、運動機会が制限された。

目指す姿

- ・誰もが安心・安全・快適に利用できる体育施設が整備されている。
- ・外出が困難な状況であっても、スポーツを実施できる環境が整備されている

取組内容

- (1) 県有体育施設の適正な管理。計画的な改修と機能の向上
- (2) 多様な主体が、身近にスポーツができる環境整備の検討

基本方針 2 スポーツによるまちづくり



目 標

行政機関と連携・協力して地域のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等が中心となり、地域スポーツ活動に多くの住民が参加するなど、地域スポーツ活動を通じて点在する地域コミュニティを繋ぎ合わせ、広域的なコミュニティネットワークを構築するとともに、本県の財産であるプロスポーツチーム等と連携しながら、地域経済の活性化及びスポーツ参画人口の拡大を目指します。

- ・ 県民の地域スポーツ活動への参加経験割合が 50% (R3:37.4%)
- ・ 運動・スポーツをすることが好きと感じる人の割合が 50% (R3:41.5%)
- ・ 地域スポーツ活動を気軽に行うことができるような情報環境整備

施策 1 スポーツ活動を通じた地域コミュニティの再生

現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化により、多くの市町村においてスポーツ少年団の団員数減少や市町村体育・スポーツ協会の組織弱体等、それぞれの地域スポーツを支える団体等の活動が停滞傾向にある。
- ・ 地域スポーツ活動の中心となって活動する担い手が不足する一方、参加者については地域の年齢構成の変化やコミュニティの希薄化により、固定化する傾向がみられ新規参加者は減少が続いている。
- ・ 地域スポーツ活動ができる場所や指導を受けられる環境の情報不足している。

目指す姿

- ・ 地域スポーツ活動を通じた様々な団体・組織が地域コミュニティの再生に不可欠なものとして認識され、市町村のスポーツ協会ははじめ総合型スポーツクラブやスポーツ推進委員等と公的機関が協力しながら連携を図り組織の活性化を図る。
- ・ 関係団体がタイムリーに情報等を発信することで、必要な情報をすぐに手に入れることができるようになり、地域スポーツ活動への参加者が増加している。
- ・ 学校運動部活動の地域移行については、各地域において学校とスポーツ団体等とが連携して指導者の資質向上が図られている。

取組内容

- (1) 地域に根ざした各スポーツ団体の質的充実と横断的な連携の促進
- (2) 地域スポーツ活動を支える担い手の育成
- (3) 学校運動部活動を支える地域の体制づくり
- (4) 地域スポーツ活動に関する魅力的な情報発信と交流促進による「コミュニティの場」の確保

施策 2 スポーツの持つ力を生かした地域経済の活性化

現状と課題

- ・ 本県には「プロスポーツチーム」が複数あり、各チームにおいてはスポーツ教室の開催や下部組織の運営等、地域と連携した活動が積極的に行われている。
- ・ 東京オリンピックでの躍進により、若い世代を中心に「アーバン(都市型)スポーツ」の認知が高まっている。

- ・「本県ゆかりのアスリート」の活躍は認知されているが、メジャースポーツ以外のアスリートの情報共有については十分活用できているとはいえず、連携した取組は限定的なものに止まっている。
- ・自然とのふれあいを求める傾向が強まり、アウトドア・スポーツへの興味、関心が高まっている。

目指す姿

- ・プロスポーツの試合や各スポーツイベントを通して地域の魅力を積極的に発信することにより、県内外からの交流人口がさらに増えている。
- ・プロスポーツ選手等（チーム）を招聘した地域のスポーツ行事が増えることで、参加者がさらに増えるとともに、各チームの新たなファン獲得と連動してイベント参加者や観客動員数が増加している。
- ・アーバンスポーツ等に取り組む新たなスポーツ層を発掘することで、スポーツ産業の活性化に繋がっている。
- ・公園やサイクルロード、海・山・川等の地域のスポーツ・アウトドア環境の魅力を発信し、スポーツに親しむ人が増えると共に、地域へのにぎわい創出により経済の活性化にも繋がっている。

取組内容

- (1) プロスポーツチームと地域との連携強化
- (2) 企業や大学等のトップチーム（アスリート）との連携促進
- (3) スポーツイベント誘致の促進
- (4) 本県ゆかりのアスリートとの交流によるスポーツ力の伝承
- (5) アーバンスポーツの振興による新たなスポーツ層の発掘
- (6) スポーツ文化の定着促進とスポーツツーリズムの推進

施策3 スポーツ施設の利用促進によるスポーツ参画人口の拡大

現状と課題

- ・身近なスポーツ施設の利用促進を目指した取組として、県民が望む有益な情報をタイムリーに発信する等の工夫が必要である。
- ・県民調査では、知りたい情報として「スポーツ施設の概要や利用方法」が常に上位であり、働く世代や子育て世代では「条件を整えば実施したい」という潜在的なスポーツ意欲は高くなっている。
- ・障がい者が気軽にスポーツを行うことができるような環境整備と情報発信が不足している。
- ・商業施設や医療施設の郊外への移転に伴い、生活圏の広域化が進んでいる一方、地域コミュニティの希薄化により地域のスポーツ施設やスポーツイベントに関する情報が共有されにくい状況である。

目指す姿

- ・県内のスポーツ関連施設（都市公園、自然公園、サイクリングロード等を含む）において、それぞれのライフステージに応じたスポーツに取り組んでいる。
- ・障がい者と健常者が分け隔てなくスポーツに取り組める環境が整っている。
- ・スポーツ施設の情報提供等が推進されることにより、既存利用者の利便性が向上するだけでなく、スポーツに関心が高い県民もスポーツに触れる機会が増え、利用者数が増加している。

取組内容

- (1) 県有スポーツ施設の利用者拡充と継続的な環境整備
- (2) 身近なスポーツ施設に関する魅力あるイベント等の発信と利便性向上に向けた情報提供
- (3) 衛生管理を徹底した安全・安心な施設利用の促進

基本方針 3 スポーツによる共生社会の実現

目 標



県民一人ひとりが、性別、年齢、障がい、国籍等を問わず、全ての人々がスポーツを楽しみながら、互いを尊重し認め合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指します。

- ・障がい者スポーツへ関わったことがある人の割合が **25%** (R3:2.6%)
- ・女性の週1回以上のスポーツ実施率 **50%** (R3:30.89%)
- ・多様な主体によるスポーツコミュニティの形成

施策 1 障がい者スポーツの普及促進に向けた環境整備

現状と課題

- ・県民が障がい者スポーツに関わる機会が少ない。
- ・特別支援学校等支援の必要な児童・生徒において、学校体育以外でスポーツに触れる機会が少ない。
- ・特別支援学校等支援の必要な児童・生徒が卒業後において、就労先以外のコミュニティが少ない。
- ・一人ひとりの障がいの程度や個性に応じた身体活動のケア・サポートが必要。

目指す姿

- ・障がいの有無に関わらず、インクルーシブにスポーツへ参加できる環境（居場所）が整備され、県民が障がい者スポーツに関わる機会が拡充している。
- ・特別支援学校等支援の必要な児童・生徒において、学校体育以外でスポーツに参画する機会が拡充している。
- ・スポーツを通じたコミュニティが形成され、積極的な自己実現や社会参加の機会が拡充している。
- ・DX推進により、障がいの程度に関わらず、「する・みる・ささえる」等の様々な形でスポーツに参画できている。

取組内容

- (1) プロスポーツやトップアスリート、企業等と連携し、障がい者スポーツの認知度向上及び共生社会の実現に向けた機運醸成を図る。
- (2) 障がい者と地域のスポーツ団体等とのマッチングを図り、障がい者がライフスタイルの中でスポーツに親しむことができる環境づくりを促進する。
- (3) 障がい者におけるスポーツ参画人口を拡大するため、宮城県障害者スポーツ協会や福祉関係組織と連携し、障がい者スポーツの普及促進に取り組むとともに障がい者スポーツ指導者等の資格取得啓発に努める。
- (4) 特別支援学校における体育施設を積極的に地域へ開放し、特別支援学校が地域スポーツ活動の拠点機能を担うとともに、インクルーシブなスポーツコミュニティの形成に取り組む。

施策2 女性のスポーツ参画人口の拡大

現状と課題

- ・家事・育児関連時間において、男女で偏りがあり、ワーク・ライフ・バランスに男女差が生じている（男性よりも女性が6倍の家事・育児関連時間である）。
- ・女性の週1回以上のスポーツ実施率は全ての年代において男性を下回っており、特に青年・壮年期の実施率は低くなっている。
- ・多くの女性においては、妊娠・出産・育児・更年期等のライフイベントに起因する社会活動からの一時的離反がある。

目指す姿

- ・女性の家事・育児時間が健全に減少し、余暇時間を活用したスポーツ参画人口が増加している。
- ・ライフステージに応じて、持続的にスポーツへ参画できる環境が整っている。

取組内容

- (1) 民間企業と通勤・通学時など日常生活（二次活動）におけるスポーツ活動の促進を図り、働く世代のスポーツに対するイメージを転換・浸透させることで、スポーツの実施率の向上に取り組む。
- (2) スポーツ指導者に対する研修会等を行い、スポーツ活動の現場における性差別やアンコンシャス・バイアスを撤廃し、スポーツにおける男女共同参画を促進する。
- (3) 地域にあるスポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ等）と連携し、女性のライフステージに応じた多様なスポーツ機会の拡充に取り組む。
- (4) プロスポーツと連携し、女性の「みる」「ささえる」スポーツへの参画機会を拡充する。

施策3 多様な主体によるスポーツコミュニティの形成

現状と課題

- ・県内の在留外国人が増加傾向にある。
- ・家庭環境等の様々な理由によりスポーツへの参画に障壁がある県民がいる。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に参加した都市ボランティアが約700人いる。

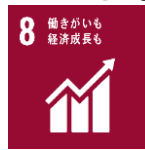
目指す姿

- ・在留外国人もスポーツに参画できる環境（居場所）が整っている。
- ・全ての県民にとって、スポーツが心身の健康の支えとなり、家庭・職場・学校以外でのコミュニティ形成の場所になっている。
- ・都市ボランティア精神が普及し、「ささえる」スポーツへの参画人口が拡大している。

取組内容

- (1) (公財)宮城県国際化協会と連携し、県内在住の外国人が積極的にスポーツ活動に取り組むとともに、地域コミュニティに参画する機会を拡充する。
- (2) 誰でも負担なくスポーツに参画できる機会を拡充し、県民におけるスポーツ参画人口の拡充を図る。
- (3) プロスポーツ・大規模スポーツ大会主催者等と連携し、スポーツを通じたシビックプライドの醸成を図り、多様な主体による「みる」「ささえる」スポーツへの参画人口拡大に取り組む。

基本方針 4 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成



目 標

県民だれもがスポーツそのものが有する価値を共有するとともに、将来にわたりこれを保全していくことの重要性を認識し、誇りを持ってスポーツに携わります。

また、強化体制の構築、指導の充実を通じて競技力の向上が図られ、本県アスリートの国内外での活躍により、県民へ感動を与えます。

さらには、東京オリ・パラ大会を契機とするレガシーとしての様々な取組みを深化し、感動の伝播に寄与します。

- ・ 国民体育大会総合成績 10 位台への飛躍
- ・ 専門的指導者の増加および維持（公認スポーツ競技別指導者資格保有者数等）
- ・ オリンピック・パラリンピック等国際競技大会におけるメダリスト、上位入賞者の輩出

施策 1 競技スポーツの推進とアスリートの発掘・育成・強化

現状と課題

- ・ オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会に本県アスリートを輩出している一方、国体の男女総合成績をはじめ全国的な順位が低迷している。
- ・ 競技スポーツ離れが進み、実施人口が減少している。
- ・ プロスポーツをはじめスポーツの観戦機会が減少している。

目指す姿

- ・ ジュニア期からの一貫した強化体制が構築され、全国・国際大会等での活躍が県民の感動を生んでいる。
- ・ 各ライフステージに応じて競技スポーツを行う環境が整うことや競技継続への理解が深まることで、県民が誇りをもって競技スポーツを実施している。
- ・ 県民がトップレベルのパフォーマンスに触れる機会が多くなり、共感・感動を生んでいる。

取組内容

- (1) ジュニア期におけるタレント発掘及び一貫した強化体制の充実
- (2) トップアスリートの競技力向上支援
- (3) 企業・大学等との連携による競技力向上支援（含スポーツ医・科学サポート）
- (4) 競技団体等における競技力向上に向けた主体的取り組みの促進支援（含体制強化）
- (5) 顕彰の充実（目標化、誇りの醸成）
- (6) 競技大会等の継続開催に向けた支援
- (7) プロスポーツ、競技団体等と連携した競技スポーツの魅力発信

施策2 スポーツを支える人材の育成

現状と課題

- ・指導者の高齢化が進行し、新たに指導者となる人材の確保が困難な状況となっている。
- ・高齢化等によるスポーツ関係団体の組織体制の脆弱化や学校部活動の課題など、これまでスポーツを支えてきた枠組みが過渡期に入っている。
- ・感染症拡大下でスポーツボランティアをはじめとするスポーツを支える人材の活躍の場が減少し、活動が停滞している。

目指す姿

- ・習熟した指導者が確保され、県民だれもが競技力向上に向け専門的指導の機会を得られる環境が整っている。
- ・県民だれもがスポーツに携わり、これを継続するための環境が整い、誇りを持って活動している。

取組内容

- (1) 指導者の確保・養成・資質の向上（含パラスポーツ指導者）
- (2) DX推進等による専門的指導を受ける機会の確保
- (3) 元競技者が生涯にわたり競技スポーツに携わる環境の充実（指導者、審判員、その他サポート）
- (4) スポーツボランティア活動の活性化（含スポーツ周辺活動への誘引）
- (5) 顕彰の充実（スポーツ活動に貢献した個人、団体）

施策3 東京オリ・パラ大会のレガシー継承

現状・課題

- ・大会に向け国際競技力の向上が図られ、本県出身アスリートの活躍が県民の感動を生むとともに、オリンピック・パラリンピアンとの絆が醸成された。
- ・ホストタウン等の取組みによりオリンピック出場国・アスリートとの絆が醸成されたほか、東京都をはじめとする関係自治体との交流が促進された。
- ・一時的な盛り上がりはあったものの、時間の経過とともに話題性が乏しい状況にある。

目指す姿

- ・東京大会を契機とした国際競技力向上の機運の高まりが持続し、本県アスリートの国内外での活躍や醸成された絆が県民の感動を生んでいる。
- ・県内でのオリンピック競技開催を契機とする復興五輪・ムーブメント（オリンピズムの涵養、大会を契機とする絆交流、スポーツによる震災復興の記憶伝承、平和教育等）の継承により、スポーツを通じた交流や活動が深化し、感動が伝播している。

取組内容

- (1) 東京オリ・パラ大会を契機とした競技力向上に係る支援の継続
- (2) 将来大会を目指すモチベーションの維持、向上（含オリンピズムの涵養）
- (3) オリンピック・パラリンピック教育（次世代に向けた啓発、教育）
- (4) 東京オリ・パラ大会を契機とした被災地絆交流の継続支援
- (5) 大規模国際大会運営に係るノウハウの継承及び誘致に係る機運の醸成（ボランティア、会場運営など）

施策4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

現状・課題

- ・全国的にスポーツ関係団体等でのコンプライアンス違反や不祥事案の発生が取り沙汰されている。
- ・東京オリ・パラ大会においてもスポーツハラスメントや不正行為への対応が注目され、これらの根絶に向けた機運が高まっている。

目指す姿

- ・競技団体をはじめとするスポーツに関わる組織等においてスポーツ団体ガバナンスコードが遵守され、スポーツの価値を毀損しうる事案の発生を未然に防止するリスク管理態勢が構築されている。
- ・県民の意識の涵養を通じてスポーツに携わるだれもがスポーツインテグリティの重要性を認識し、これを脅かす行為の根絶に向けた機運が醸成されることにより、スポーツの価値が高まっている。

取組内容

- (1) 各競技団体やスポーツ関係団体等のリスク管理態勢強化支援（ガバナンスコードの遵守）
- (2) 各競技団体及びスポーツ関係団体等並びに学校教育等における「スポーツインテグリティ」確保に係る普及・啓発
- (3) 学校部活動や地域スポーツ活動等におけるハラスメントに係る監視等の強化

■ 第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 成果指標・目標指標

今回策定した本計画の目指す姿の達成度合いを図る指標として下記にある個別の指標を目指して取組みます。

基本方針	目標	指標となる調査等
1 スポーツによる健康増進	成人の週1回以上のスポーツ実施率60%（障がい者は35%）	スポーツに関する県民アンケート調査（宮城県） 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究（スポーツ庁）
	小学5年生・中学2年生の体力が全国水準を上回る	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（スポーツ庁）
	「自分は健康である」と感じている人の割合95%	スポーツに関する県民アンケート調査（宮城県）
2 スポーツによるまちづくり	県民の地域スポーツ活動への参加経験率50%	スポーツに関する県民アンケート調査（宮城県）
	運動・スポーツをすることが好きと感じる人の割合50%	スポーツに関する県民アンケート調査（宮城県）
	地域スポーツ活動を気軽に行うことができるような情報環境整備	—
3 スポーツによる共生社会の実現	障害者スポーツへの関わり率25%	スポーツに関する県民アンケート調査（宮城県）
	女性の週1回以上のスポーツ実施率50%	スポーツに関する県民アンケート調査（宮城県）
	多様な主体によるスポーツコミュニティの形成	—
4 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成	国体総合成績10位台	天皇杯順位、皇后杯順位、総合成績
	専門的指導者の増加の増加・維持	公認スポーツ競技別指導者資格保有者数
	オリンピック・パラリンピック等国際競技大会におけるメダリスト、上位入賞者の輩出	ユース（夏期、冬期）、オリ・パラ：メダリスト・上位入賞者輩出

2 進行管理

本計画の数値目標として掲げた目標の達成状況を的確に把握するために、「スポーツに関する県民アンケート調査」を実施し、その結果や社会情勢等の変化に応じて中間年である令和9（2027）年度に必要な見直しを行う予定です。その際には、宮城県スポーツ推進審議会に報告し具体的な状況を把握した上で見直しを行います。

また、計画・立案（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Action）サイクルにより適切に進行管理を行います。

【用語説明】

・IoT (Internet of Things)

あらゆるモノをインターネットあるいはネットワークに接続する技術のこと

・アーバンスポーツ

BMX, スケートボード, インラインスケート, ブレイクダンス, パルクールなど都市型スポーツのこと

・アンコンシャスバイアス

「無意識の思い込み, 無意識の偏見」という意味

・SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された, 2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され, 地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている(外務省)

・オリンピズム

近代オリンピックの創始者クーベルタンが提唱したあるべき姿のこと。

オリンピック憲章には, 「オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め, バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化, 教育と融合させ, 生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び, 良い模範であることの教育的価値, 社会的な責任, さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする」と記載されている。

・ガバナンスコード

健全な企業運営を行う上で必要な管理体制の構築や企業の内部を統治する規則のこと

・コミュニティ

地域社会, 共同体のこと

・シビックプライド

「都市に対する市民の誇り」という概念のこと

・スポーツインテグリティ

スポーツが様々な脅威(ドーピング, 八百長, 違法賭博, 暴力, 各種ハラスメント, 差別, ガバナンス欠如等)により欠けることなく, 価値ある高潔な状態を指すという意味(日本スポーツ振興センター)

- ・セカンドキャリア

第2の人生における職業のこと。スポーツ選手の引退後の仕事や、定年後にする仕事の意味

- ・Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと（内閣府）

- ・DX (Digital Transformation) 「デジタルトランスフォーメーション」

デジタル技術を用いることにより、生活やビジネスが変容していくこと

- ・デュアルキャリア

近年スポーツ科学の進歩や社会環境の変化もあり、スポーツアスリートとしてのキャリアや活動期間も長くなってきたことから、2つのキャリアを並行して活動を行うこと

- ・フレイル

『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味すること（日本老年医学会）

- ・みやぎスポーツDAY

「宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭」の後継事業のこと

- ・レガシー

遺産、先人の遺物。近年は後世に業績として評価されることを期待した計画中の事業の意味を含む。